

## 【情報共有】 日本入国に際しての水際対策情報（2023年5月8時点）

### 【外務省】

#### ● 今後の水際措置について（2023年4月29日以降順次適用）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspacificinfo\\_2023C022.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspacificinfo_2023C022.html)

#### ● 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

#### <措置の概要>

4月28日、新型コロナウイルス感染症に関する今後の水際措置の詳細が公表されました。措置の概要は以下のとおりです。

1. 新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなる旨公表されたことを踏まえ、**4月29日午前0時以降**、水際措置を以下のとおり変更します。
  - (1) **全ての入国者に対して**、「出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書」及び「ワクチンの接種証明書（3回）」の**いずれも提出を求めません**。
  - (2) **中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者に対して**臨時的な措置として現在実施している「サンプル検査」等を、**他の国・地域からの入国者と同様の有症状者への入国時検査に変更**します。
2. ただし、**新型コロナウイルス感染症の有症状の入国者に対して**現在実施している入国時検査及び新型コロナウイルス感染症陽性判明時における施設等での療養を**5月8日午前0時まで継続**し、**5月8日午前0時に感染症ゲノムサーベイランスを開始**します。
3. 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

#### 令和5年4月28日付「今後の水際措置について」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/20230428.pdf>

令和5年4月3日付「今後の水際措置について」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/20230403.pdf>

令和5年2月27日付「水際措置の実施方法の変更について」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/20230227.pdf>

令和5年1月9日付「水際措置の見直しについて」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/20230109.pdf>

令和5年1月4日付「水際措置の見直しについて」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/20230104.pdf>

令和4年12月27日付「水際措置の見直しについて」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/20221227.pdf>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

- ※ **日本時間 4 月 29 日午前 0 時以降**、日本に入国する場合には、  
有効なワクチン証明書 又は 出国前検査証明書の提示は不要となりました。

#### 検疫の手続き

有効なワクチン接種証明書	出国前検査証明書	到着時検査	入国後待機
不要	不要	なし	なし

※ 新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある方については、入国時検査を実施します。検査結果が陽性の場合、検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要になります。

- (1) 全ての入国者に対して、「出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明書」及び「ワクチンの接種証明書（3回）」のいずれも提出を求めない。
- (2) 中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者に対して臨時的な措置として現在実施している「サンプル検査」等を、他の国・地域からの入国者と同様の有症状者への入国時検査に変更する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の有症状の入国者に対して現在実施している入国時検査及び新型コロナウイルス感染症陽性判明時における施設等での療養を 5 月 8 日午前 0 時まで継続し、5 月 8 日午前 0 時に感染症ゲノムサーベイランスを開始する。